

赤い羽根共同募金の自動販売機型募金箱（ハートフルベンダー）設置 実 施 要 領 <No. 1>

1. 目 的

地域の各種団体や企業の社会貢献活動のひとつとして、自動販売機型の募金箱「ハートフルベンダー」を設置いただき、いつでも、誰でも赤い羽根共同募金にご協力いただける自動販売機による募金運動を積極的に推進いたします。

2. 自動販売機型募金箱（ハートフルベンダー）

ハートフルベンダーは、自販機としての清涼飲料水の販売とともに、寄付金の受付ができる「募金箱」となっています。また、自販機設置者及び飲料メーカーの皆さまからも商品の売れ行きに応じた寄付のご協力を頂戴いたします。

3. 共同募金への寄付

(1) 飲料購入者（購入しない純然たる寄付者を含む）

寄付者からの「募金ボタン」（10円、100円の2種類のボタン）により自動販売機が受付けた寄付金。購入代金のつり銭が寄付できるほか、飲料を買わずに寄付のみを行うこともできる。

(2) 設置者からの寄付

特定非営利活動法人ハートフル福祉募金から設置者へ売り上げ本数により支払われる手数料の一部（原則として売上げの3%）の寄付金。

(3) 協賛飲料メーカーからの寄付

売上げ1本あたり1円（原則）の寄付金

4. 留意事項

(1) 設置場所によっては、商品（清涼飲料水）の売上等により設置できない場合があります。

(2) 設置場所は、原則として屋内といたします。

(3) 自販機の管理・保守・飲料水補充等は業者が行います。

(4) ハートフルベンダーの設置及び寄付金の取りまとめは、特定非営利活動法人ハートフル福祉募金が行います。

(5) オペレーターの都合により、自販機の管理・商品の補充等の対応ができる地域に限られており、次の地域においてのみ設置できます。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、岐南町、笠松町、北方町、輪之内町、安八町、坂祝町、富加町

赤い羽根自動販売機（協賛企業）設置実施要領

< N o . 2 >

1. 目 的

地域の各種団体や企業の社会貢献活動のひとつとして、赤い羽根自動販売機を設置いただき、いつでも、誰でも赤い羽根共同募金にご協力いただける自動販売機による募金運動を積極的に推進いたします。

2. 赤い羽根自動販売機

赤い羽根自動販売機は、清涼飲料水を販売する自動販売機ですが、協賛企業から商品の売上げに応じて寄付をいただくこととなります。

3. 共同募金への寄付

協賛企業から、売上げの5%（原則）が共同募金へ寄付されます。

（120円の清涼飲料水の場合6円が寄付）

4. 留意事項

- （1）設置場所によっては、商品（清涼飲料水）の売上等により設置できない場合があります。
- （2）自動販売機の管理・保守・飲料水補充・空缶回収等は業者が行います。
- （3）岐阜県内全域を対象としていますが、オペレーターの都合により、一部の地域で設置できない場合があります。
- （4）設置先には、協賛企業から販売手数料が支払われます。電気代（約2～3千円／月）は、ご負担願うこととなります。